○農林水産省令第三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月七日

農林水産大臣　野村　哲郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（毒薬及び劇薬）	（毒薬及び劇薬）
第百六十三条　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。	**第百六十三条**　法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの（次の各号に掲げるものを除く。）であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	八　銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。
イ～ホ　（略）	イ～ホ　（略）
ヘ　一容器中硝酸銀一二・六ミリグラム以下を含有する体外診断薬	（新設）
九～十二　（略）	九～十二　（略）
十三　（＋）－二－メチル－四－オキソ－三－（二－プロピニル）－二－シクロペンテニル　（＋）－シス／トランス－クリサンテマート（別名ｄ・ｄ－Ｔ八〇－プラレトリン）及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除く。	（新設）
イ　殺虫剤であって一ミリリットル中（＋）－二－メチル－四－オキソ－三－（二－プロピニル）－二－シクロペンテニル　（＋）－シス／トランス－クリサンテマート一五ミリグラム以下を含有するエアゾール剤	
ロ　殺虫剤であって（＋）－二－メチル－四－オキソ－三－（二－プロピニル）－二－シクロペンテニル　（＋）－シス／トランス－クリサンテマート四パーセント以下を含有する蒸散させて用いる液剤	
ハ　（＋）－二－メチル－四－オキソ－三－（二－プロピニル）－二－シクロペンテニル　（＋）－シス／トランス－クリサンテマートを担体に吸着させた殺虫剤であって一枚中（＋）－二－メチル－四－オキソ－三－（二－プロピニル）－二－シクロペンテニル　（＋）－シス／トランス－クリサンテマート一五ミリグラム以下を含有するもの	
ニ　殺虫剤であって一錠中（＋）－二－メチル－四－オキソ－三－（二－プロピニル）－二－シクロペンテニル　（＋）－シス／トランス－クリサンテマート六〇〇ミリグラム以下を含有する蒸散させて用いるもの	
ホ　殺虫剤であって一個中（＋）－二－メチル－四－オキソ－三－（二－プロピニル）－二－シクロペンテニル　（＋）－シス／トランス－クリサンテマート一八ミリグラム以下を含有する燻煙（くん）させて用いるもの	
別表第二（第百六十三条関係）	別表第二（第百六十三条関係）
毒薬　（略）	毒薬　（略）
劇薬	劇薬
一～四十三　（略）	一～四十三　（略）
四十四　ｄ・ｄ－Ｔ八〇－プラレトリン及びその製剤。ただし、殺虫剤であってｄ・ｄ－Ｔ八〇－プラレトリン五パーセント以下を含有するものを除く。	（新設）
四十五～四十九　（略）	四十四～四十八　（略）
五十　ポリエチレングリコール付加ネコエリスロポエチン（遺伝子組換え）及びその製剤	（新設）
五十一～五十九　（略）	四十九～五十七　（略）